

2020年12月23日

京都府知事 西脇隆俊様

## 新型コロナウイルス感染症拡大の下での自家診療について

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

謹啓

貴職におかれましては、府民の生命と暮らしを守るため、日夜重責を果たされていることに心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、発熱者の診療や検査を担う開業医の多くが医師国保に加入しており、自院で本人や従業員に対する診療（自家診療）には保険診療上の制約があります。そのため、感染の有無を自院で調べることができないことに不安が広がっています。

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A」（9月28日）には、診療所の医師が自院のスタッフに対して、PCR等検査を行った場合の、自家診療（保険請求の制限対象）での検査費用について、「保険者による全部制限があり、保険請求が不可とされているもの（全部制限の自家診療）については、都道府県等の判断により行われる検査の場合には、行政検査（公費負担の対象）となる」とされています。そして、「都道府県等が行政検査として医療機関と委託契約を結ぶことにより保険適用として実施することが可能で、契約締結前に実施された検査についても、後に適切に契約が締結されれば、遡って行政検査として取り扱うこととしています」とあります。

このことについて、11月19日の参院厚生労働委員会で問われた田村厚労相は「（発熱患者への対応に）手を挙げていただいている医療機関が手を下ろすということが起こると大変なことになる。どういう方策があるか検討したい」と答えています。

10月29日に当会から貴職に提出させていただいた「新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行に備えた診療・検査体制についての意見」の1項目に下記を要望していました。「地域の医療機関による発熱患者の受け入れを強化するには、医師はじめ医療スタッフの感染の有無を常に確認できるようにする必要があります。医師国保においては自院のスタッフに対する検査が認められていない等ハードルもある。行政として、すべての医療機関における医療スタッフの新型コロナウイルス感染症に関する検査が実施できるよう、公的な補助を行っていただきたい」。

そこで改めて下記を要望いたします。

記

発熱患者に対応する診療・検査医療機関の混乱を避けるため、京都府としてすべての医療機関における医療スタッフの新型コロナウイルス感染症に関する検査が、都道府県等の判断により行政検査（公費負担の対象）となるよう必要な措置を行っていただくこと